

## 船舶事故調査報告書

平成29年4月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月26日 14時45分ごろ
発生場所	広島県呉市大崎下島南方沖 御手洗港防波堤灯台から真方位217° 2.8海里付近 (概位 北緯34° 08.4′ 東経132° 50.1′)
事故の概要	貨物船南新丸は、東進中、また、漁船胡子丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月10日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 南新丸、499トン 141929、南予汽船株式会社 B 漁船 胡子丸、14.64トン HS2-2200（漁船登録番号）、個人所有 第270-47736号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） 甲板長、六級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首上部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板長ほか3人が乗り組み、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進中、単独の船橋当直についていた甲板長が、左舷方にいた数隻の漁船の動静を確認しながら通過した後、右舷方を見たところ、至近に迫ったB船に気付いて左舵一杯としたが、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約8knの速力で北西進中、船長Bが、左舷前方に東進するA船を認めたものの、A船の速力がB船よりも速く、A船がB船の船首方を通過するものと思い、後部甲板上で漁獲物の選別作業を行っていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、甲板長が、左舷方の数隻の漁船に意識を向け、右舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船が接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船がB船の船首方を通過するものと思い、後部甲板上で漁獲物の選別作業を行っていて周囲の見張りを行っていな

	かったことから、A船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が東進中、B船が北西進中、甲板長が右舷方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。